

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2029年3月31日

2. 内容

目標1： 育児に関する法律を上回る制度変更を行う。

<対策>

- 2024年4月～ 法律を上回る制度の情報収集
- 2025年4月～ 法律を上回る制度の具体的検討
- 2026年4月～ 法律を上回る制度の規程案作成
- 2027年4月～ 法律を上回る制度の規程施行、周知
- 2028年4月～ 育児支援のガイドブックの更新、周知

目標2： 育児休業、看護休暇の取得状況を次の水準以上にする。

育児休業	取得率 30%以上（男性社員）
	取得率 80%以上（女性社員）
看護休暇	取得率 15%以上（男性社員・女性社員）

<対策>

- 2024年4月～ 育児支援のガイドブックの更新、従業員への周知
- 2025年4月～ 育児休業、看護休暇の取得要件緩和の検討
- 2026年4月～ 育児休業、看護休暇の取得要件緩和案の作成
- 2027年4月～ 育児休業、看護休暇の取得要件を緩和した規程案作成
- 2028年4月～ 育児休業、看護休暇の取得要件を緩和した規程施行、周知